

新潟市排水設備工事助成運用基準

(昭和48年5月10日決裁)

改正	昭和53年	4月	1日
	昭和54年	4月	1日
	昭和63年	4月	1日
	平成4年	4月	1日
	平成6年	4月	1日
	平成7年	4月	1日
	平成8年	5月28日	

新潟市排水設備工事助成規則の運用について、次のように基準を定め事務処理を行うものとする。

記

(私道等について)

1 同排水設備の設置に必要な土地をいう。

(施行者について)

2 施行者については次のとおりとする。

共同排水設備の施工者は2人以上であることを原則とする。

1人の者が貸家等を3戸以上所有する場合は、その設置する排水設備の各戸の共同部分は、共同排水設備とみなす。

1棟を区分所有し、その所有者が共同排水設備の設置と同時に水洗便所に改造する場合は助成対象とする。

(貸家等について)

3 貸家等とは2の に該当する1戸建住宅、長屋住宅、アパート、賃貸マンション及テナントビルで入居者があるものとする。ただし、6月以内の入居予定は入居があるものとみなす。

(助成基準工事費について)

4 助成基準工事費は、別に市長が定める助成基準工事単価により積算した工事費の合計額とする。

(助成対象となる工事範囲について)

5 共同排水設備工事のうち、助成対象の工事範囲は、共同管及び水洗便所設置に必要汚水ます等の施設とする。

(排水設備の設置基準について)

6 排水設備の設置基準は、新潟市下水道条例及び新潟市下水道条例施行規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この運用基準による改正後の新潟市排水設備工事助成運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に申請のあった排水設備工事に適用し、この運用基準の施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準による改正後の新潟市排水設備工事助成運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に申請のあった排水設備工事助成について適用し、この運用基準施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準による改正後の新潟市排水設備工事助成運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に申請のあった排水設備工事助成について適用し、この運用基準施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準による改正後の新潟市排水設備工事助成運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に申請のあった排水設備工事助成について適用し、この運用基準施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。